

高知大学修学支援基金規則

平成 28 年 6 月 1 日
規則 第 9 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に基金を設置し、設置名称を高知大学修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 修学支援基金は、経済的理由により修学が困難な学生等への修学支援に資することを目的とする。

(修学支援基金の構成)

第 3 条 修学支援基金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 一般資金 使途を特定しない寄附金（現金及び有価証券をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に規定する資金から生じる運用益

(修学支援基金の管理)

第 4 条 修学支援基金の管理は、学長が行う。

2 管理は、他の寄附金と独立して行うものとする。

(事業)

第 5 条 修学支援基金は、第 2 条に規定する目的を達成するため、以下の事業の用に供するものとする。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与又は給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

2 前項に規定する事業に関する必要事項は、別に定める。

3 第 1 項第 2 号に規定する貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつては、

当該償還された金銭は、再び修学支援基金に帰属するものとする。

(運営委員会)

第6条 修学支援基金に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため、高知大学修学支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 修学支援基金の活動計画の作成に関すること。
- (2) 修学支援基金の予算決算に関すること。
- (3) 募金活動の方針及び実施に関すること。
- (4) 寄附者に対する謝意表明に関すること。
- (5) その他修学支援基金に係る管理運営に関すること。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学外の有識者のうちから学長が委嘱する者 若干人
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、学長がその都度定める。

4 運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

7 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 運営委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事業年度)

第7条 修学支援基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営費)

第8条 修学支援基金の運営に必要な経費については、原則として修学支援基金（国立大学法人高知大学における余裕金の運用益の活用に関する要領（平成23年役員会決定）第4条に規定する運用益を優先）をもって充てる。

2 前項の経費については、毎年度その予算及び決算について運営委員会の審議を経るものとする。

(寄附金の受入れ及び管理)

第9条 寄附金の受入れ及び管理については、この規則及びこの規則に基づく細則等で定める場合を除いては、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則の定めるところによる。

(監査)

第10条 文部科学大臣への明細書の提出にあたっては、監査を経た上で提出するものとする。

2 監査に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(事務)

第11条 修学支援基金に関する事務は、広報・校友課及び学務部学生支援課が担当する。

2 修学支援基金の財務及び会計に関する事務の取扱いは、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、修学支援基金に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

2 平成28年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、平成28年6月1日から平成29年3月31日までとする。

附 則 (令和4年3月30日規則第104号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。